

貸したお金を返してもらうには?! (テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは弁護士の山上祥吾です。

今回は貸したお金を返してもらえないという場合どういう風にするかというお話をさせていただきたいと思います。

貸したお金を返してもらえない場合ですね、多くの方はまずはご自身でご請求されることが多いのではないかと思います。

会社であれば請求書を送る、請求書を何度も送るということもあるかと思いますが。

ここで注意しないといけないのはご自身で請求といっても、電話を何回もかけたりとか、相手の家に何回も行ったりとすると犯罪になってしまうようなことがありますので、それはやっぱり 注意しないとイケないかなというふうに思います。

それから次のステップとして、弁護士に依頼されて、弁護士から相手に請求するということがあります。

これは内容証明郵便というのを使って、弁護士が請求するということがあるかと思うんですけども、この弁護士の請求というのは最後通告なんです。

これで払わなかったら、次は裁判しますよというような段階まで来ている、というのが弁護士の請求かと思いますが。弁護士の請求をしても、例えば期限の設定をして、いつまで払ってくださいというふうにお願ひしても払われない場合ですね。こういう場合どういうふうにするかという、法的な手段となります。

法的な手段は色々あるんですけど、支払督促というのが一つあります。

これは、あまりなじみないかも知れませんが、相手が争わないようなケースですね。そういう場合に支払督促っていう簡単な手続きをすると、簡単に言えば判決と同じような効力のものをもらえるというふうなイメージになります。これはあの相手が争わないんじゃないかなというような場合に使える方法なのかなと思います。

続いて訴訟ですが、これが一般的というか、払ってもらえない時に行う一般的な方法かと思いますが。

この訴訟というのは、証拠で証明しないと勝てないんです。

何を証明するかというと、お金を貸したっていう話の場合はですね、①お金を渡した、実際にお金を渡したということと、②返す約束をしたと、いうこの2つの事実を証明しないとイケないんです。

この2つについてよく争いがあって、例えば、いやいやお金渡されてませんよ、と反論する人もいます。たとえば、現金だけで渡しちゃって証拠がない、領収書がない、なんていうときは、こういう反論してくることがあるかもしれません。

それから、返す約束の方は、たとえば、お金は受け取ったんだけど、これは代金としてもらったんだよとか、もらったんだよ、という反論もありえます。そういうとき、借用書などで、ちゃんと返す約束をしておかないとイケない、そういう証拠を残しておかなきゃイケないということになります。

ですので、一番やってはいけないのは、現金だけぽんと渡して、口約束だけっていうことになると、相手が否定しちゃうと、ちょっとどうなるか分からないという問題があります。

要するに、訴訟というのは、相手が争ってきた場合には、証拠で証明しないと勝てないということになります。

そして、訴訟で勝つと、勝訴判決というのがもらえます。この勝訴判決というのがもらえると一般的には強制執行とすることができるようになります。

この強制執行というのは何かというと、相手が払うつもりがなくても相手が持っている財産から無理やり国家権力の力で取ってきってしまうというのが強制執行ということになります。

この裁判の勝訴判決っていうのは、勝訴判決だけで裁判所が例えばお金を肩代わりして、裁判所がお金払ってくれて、後で裁判所が向こうから取るとかいうのではなくて、勝訴判決っていうのは、いってみれば、裁判所が、この後

被告が払わなかったら強制執行してよいですよ、みたいな書類ということになりますね。

すなわち、勝訴判決だけもらっても必ずお金を返してもらえないわけではなくて、相手が全然お金を持ってないとかっていう時は、勝訴判決はあんまり意味がないものになってしまうんですね。

そこはちょっと注意しないといけないことになります。

つまり、貸したお金を回収する場合には、相手がお金を持ってるか、どこに持っているかという最後のところまで考えてやらないと、十分に回収できないことになります。

それから強制執行としては、どんなものが無理やり取ってこれるのかというと、たとえば、相手が不動産を持っている場合には、無理やり競売にかけて、最終的にはそこからお金をもらうことができます。

それから預金ですね。相手が預金を何々銀行に持っているということであれば、その銀行に対して、それを本人に払うのではなくて、こっちに払ってくださいよというような命令をもらうことができます。

ただ、この預金なんですけど、基本的には何々銀行何々支店ということまでは特定して裁判所に強制執行の申立をしないといけないんですが、最近は多くの銀行で、弁護士会を通じた調査で、どこの支店に預金がありますよということを教えてくれる場合がありますので、それを弁護士が調査することがあります。

それから給与ですね。その方が働いている職場が分かっている場合には、その会社に対して、その人にお給料全額払うんじゃなくて、こっちにも一部くださいねってということがいえるということですね。これ全額ではないですね。その人の生活もありますので、一部ということになっています。

それから株ですね。株というのも強制執行の対象になります。

次には動産というのがあって、動産というのは不動産以外の財産なんですけれども、宝石とか時計とかになります。例えば、相手の自宅に、そういった貴金属とかお金になりそうなものがあると いうことであれば、執行官という方と一緒に行って、お金になりそうなものを探して、競売するという手続きがあります。

強制執行の対象というのは他にも色々あるんですけれども、財産開示という方法もありまして、これは相手を裁判所に呼び出して、どんな財産あるんだというのを聞き出すという手続、簡単に言えばそういうものなんです。

以前は、断ったり拒否したりしても30万円以下の過料という軽いものだったので、軽視されてきたんですけど、最近は法律が変わって、嘘ついたり、出頭を拒否したり、言わなかったりということをする、と、刑罰が定められていて、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金と定まっているので、厳しくなっています。

それからちょっとさかのぼって仮差押というのもあるんですね。これは何かというと、裁判とかをすると結構時間がかかって、その間に相手が財産を使っちゃうかもしれないので、裁判する前に相手がどこに財産持っているのか分かっている場合には、その財産を凍結する、簡単に言えば財産を凍結する手続きですね。預金を相手が出せなくしたりする手続、それを仮差押と言って、相手が財産を持ってそうだなあというときはそれを先にすることがあります。

ただこれは担保金といって、だいたい2割から3割の担保金を裁判所に入れないといけないので、そこも注意しないといけないところになります。

以上今回も最後までご覧いただきましてありがとうございました。